

## 6章

## 分野別整備方針

## 1 土地利用の整備方針

本市は、豊かな自然環境の中で、白岡駅と新白岡駅の両駅を中心に首都圏のベッドタウンとして市街地を形成してきており、今後も住宅都市として良好な住環境を維持・保全していくことが必要です。

活力ある地域社会の形成、安心・安全で快適な生活環境の形成を実現していくためには、商業・業務施設の集積を図り、工業地の環境を整備し、先端技術産業を誘致するなど土地利用の適正な配置と有効利用を図ります。

## (1) 整備目標

## ① 住みよい住宅都市の形成

- ・住宅都市にふさわしい良好な環境を有する市街地の形成を目指します。

## ② 活力ある商業・産業拠点の形成

- ・本市の中心地である白岡駅周辺は、商業拠点としての土地利用の形成を目指します。また、白岡菖蒲インターチェンジ及び国道122号周辺については、産業活動の拠点としての土地利用の形成を目指します。

## ③ 自然環境豊かな緑の形成

- ・河川、沼等の水辺や自然環境豊かな緑と優良農地\*等を保全し、緑あふれるまちの形成を目指します。

## (2) 整備方針

## 【住宅系土地利用】

## ① 住宅地

- ・土地区画整理事業\*等により整備された住宅地は、今後も良好な環境の維持・保全を図るとともに地域の活性化を図ります。
- ・市街化区域\*内において、駐車場や空き地等の低未利用地\*は、地区計画の導入等により積極的に有効活用を行い、今後とも開発を促進します。

## ② 既存集落地

- ・市街化調整区域\*内において、住宅地と農地が混在している地区では周囲の農地や自然との調和に配慮しつつ、農地や緑に包まれたゆとりある集落地としての環境を今後とも維持・保全します。

- ・地域の高齢化の進行に配慮した都市基盤や公共施設の整備、改善、維持管理に努め、住民の安心・安全を確保できる集落地として維持していきます。

## 【商業系土地利用】

### ① 商業・業務地

- ・白岡駅周辺は、駅等へのアクセスや商業施設での買い物のしやすさ等に配慮した都市基盤の整備を行うとともに、「にぎわいの拠点」にふさわしい商業・業務地を形成します。また、駅前通りとなる都市計画道路\*白岡駅西口線及び白岡駅東口線の沿道においては、にぎわいと活気と魅力があふれる商業地としての土地利用を図ります。
- ・新白岡駅周辺は、東西方向の駅前通り沿道を中心として「やすらぎの拠点」にふさわしい魅力的な都市景観を有する商業・業務地としての土地利用を促進します。
- ・県道さいたま栗橋線の沿道においては、沿道空間を活かした商業・業務地としての土地利用を促進します。

### ② 商業サービス誘導区域

- ・国道122号の沿道は、圏央道の県内区間が全線開通したことにより、アクセス道路として沿道サービス系の開発が進むことが想定されるため、周辺環境との調和に配慮しながら、郊外型の商業・業務地としての土地利用を図ります。
- ・白岡市総合運動公園周辺等の県道春日部菖蒲線の沿道においては、様々な沿道サービス型商業地としての土地利用を図ります。

## 【工業系土地利用】

### 工業地

- ・既存工業団地は、今後とも本市の工業系機能を担う地区として位置づけるとともに、新たな企業進出に対応するための工業系土地利用の拡大を図ります。

## 【新たな土地利用】

### ① 新市街地検討地

- ・市全体として自立性のある職住近接型都市\*の形成が求められる中で、県道春日部菖蒲線を挟んで南北に広がる白岡中学校周辺地区については、まちづくりの発展基盤としてその立地条件を活かし、農地等との調和に配慮しながら土地利用を図ります。
- ・大型商業施設等の進出に当たっては、土地利用計画上の整合や地域環境への影響を勘案し、適正な配置を誘導します。

## ② 工業系産業検討地

- ・白岡菖蒲インターチェンジ付近は、広域交通の利便性を活かし、農地等との調和に配慮しながら、本市の発展の契機となる工業系の土地利用を図ります。
- ・久喜白岡ジャンクションの南側の東北道以西の地域は、企業進出により産業系の土地利用が見込まれることから周辺の農地等に配慮しながら工業系の土地利用を図ります。

## ③ 土地利用検討地

- ・都市計画道路※篠津柴山線と県道春日部菖蒲線が交差する篠津北東部エリアについては、周辺交通環境の向上により、さらなる利便性の向上が期待されることから、農地等との調和に配慮しながら土地利用を検討します。
- ・南小学校北側区域及びJR新白岡駅西口の市街地に隣接する区域については、隣接する市街地からの広がり期待されることから、地域住民の意向を踏まえながら、良好な住環境づくりの検討を進めます。

## ④ 観光・レクリエーション検討地

- ・柴山沼周辺と国道122号の沿道、東武動物公園周辺の構想路線の沿道においては、沿道や周辺施設の集客力を活かした地域の生活拠点の場及び周辺市町から訪れる人にとって交流の場となるような土地利用を図ります。

### 【行政施設集積地】

- ・本市には公民館やコミュニティセンター等があり、これらを活かしながら、今後、行政施設をバランス良く配置するとともに、市庁舎周辺は、住民への行政サービスを目的とするセンター機能の向上を目指して行政施設集積地としての土地利用を図ります。



白岡市役所

**【公園・緑地】**

- 白岡市総合運動公園周辺は、自然環境を活かした公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 柴山沼周辺は、多くの人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。

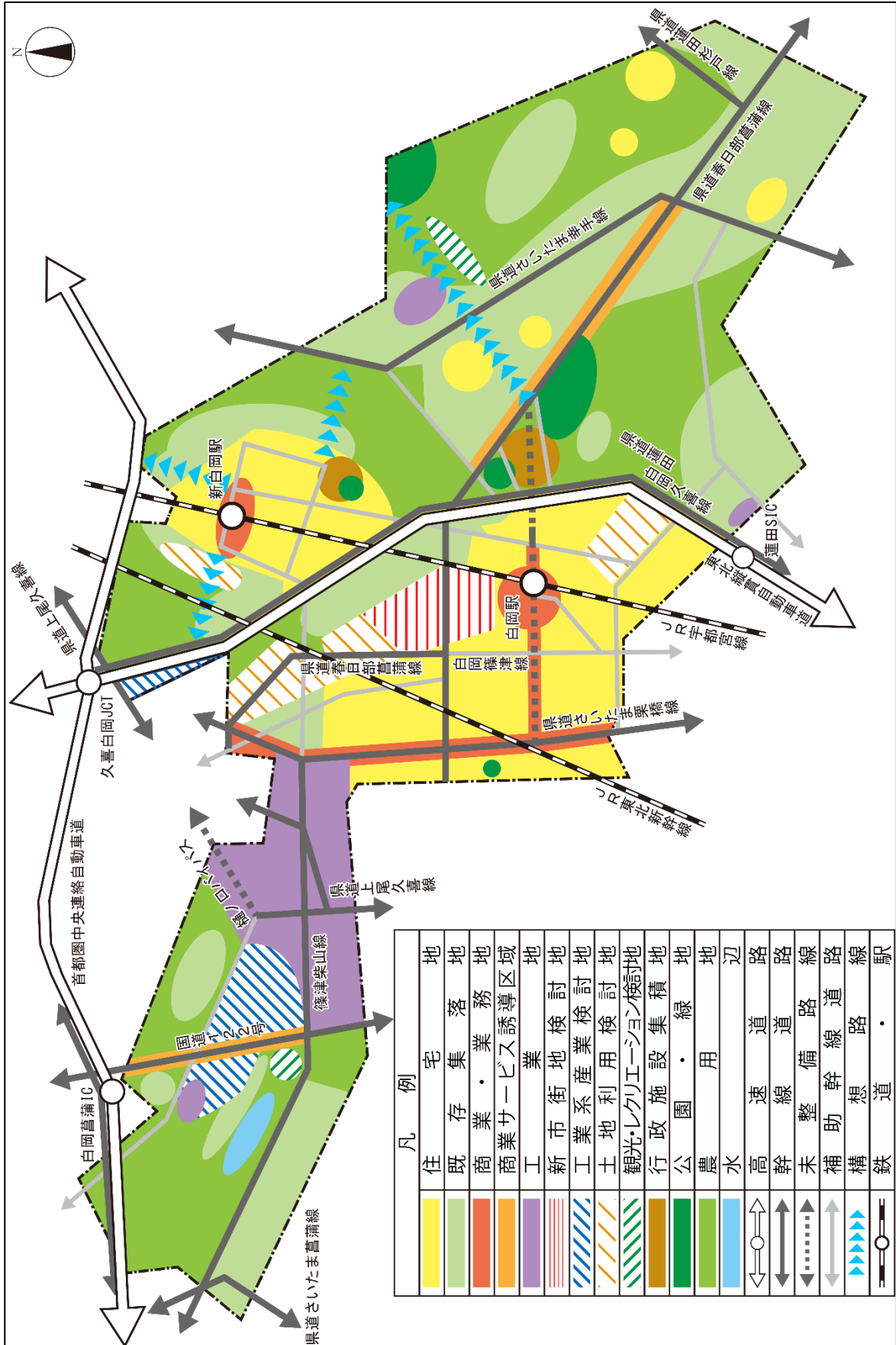


柴山沼

**【農用地】**

- 優良農地<sup>※</sup>は、今後も保全するとともに生産性の高い農地としての土地利用を図ります。
- 市街化調整区域<sup>※</sup>内の県道の沿道は、農業生産物等の流通拠点として、幹線道路の機能を活かした土地利用を図ります。
- 市街化区域<sup>※</sup>内の農地は、生産緑地<sup>※</sup>制度等を活用し、保全を図ります。

土地利用の整備方針図



## 2 交通体系の整備方針

誰もが安心・安全に生活し、住み続けていくためには、道路網を中心とした交通体系の整備を進めていくことが必要です。

本市の道路網は、南北方向に東北道や県道さいたま栗橋線等の広域幹線道路が市域を縦貫しており、本市の道路の骨格ともなっています。これに対し、東西方向の道路は、圏央道や都市計画道路\*篠津柴山線が整備されましたが、白岡駅へと向かうアクセス道路が整備中であり、早期に完了することが必要となっています。また、将来都市構造において位置づけられている拠点へのアクセス道路の整備とともに、住民の生活を支える補助幹線道路ネットワークの形成を図ります。

なお、幹線道路、補助幹線道路の整備に当たっては、歩行者に対する十分な配慮が必要であり、安全で快適な道路環境とするため、歩車道分離を推進します。

人々の移動の手段として重要な役割を担う公共交通については、利用者ニーズに対応した整備を促進します。

また、市外へのネットワークとなる広域幹線道路の整備を検討します。

### (1) 整備目標

#### ① 都市交通基盤の整備

- ・ 幹線道路、補助幹線道路、地区幹線道路に道路機能を分類し、都市間、都市内交通の充実を図る道路ネットワークの形成を目指します。
- ・ 道路の整備については、安全で快適な移動ができるよう車道と歩道の分離を目指します。

幹線道路：日常生活の利便性がほぼ充たされる生活圏内の骨格道路

補助幹線道路：徒歩による基礎的な日常生活が営まれる生活圏内の骨格であり、幹線道路を補完して相互に連絡する道路

地区幹線道路：生活圏域における主要な道路であり、補助幹線道路を補完して相互に連絡する道路

#### ② 公共交通の充実

- ・ 環境問題への関心が高まる中、自動車の排気ガス等による大気汚染等への影響に配慮し、人に優しい公共交通の充実を目指します。
- ・ 日常生活において、更なる利便性の向上を図るため、鉄道輸送力の充実を目指します。
- ・ 道路網の整備や土地利用の変化に合わせ、新規バス路線の開設を目指します。

### ③ 駐車場、駐輪場の適正配置

- ・商業地や交通結節点等の自動車利用者等が多く集まる場所においては、利便性を高めるため、駐車場、駐輪場の適正配置を目指します。

## (2) 整備方針

### 【都市交通基盤の整備】

#### ① 幹線道路の整備

- ・白岡駅へと向かう東西方向の骨格道路網を形成する幹線道路として、都市計画道路※白岡駅西口線、白岡駅東口線、白岡宮代線の整備を図ります。
- ・新規路線として都市計画道路※白岡宮代線の延伸整備を調査及び検討します。
- ・幹線道路のネットワークの形成に向けて、長期未整備路線の見直しを行うとともに、土地利用の変化に応じた新たな幹線道路の設定を検討します。

#### ② 補助幹線道路の整備

- ・都市計画道路※白岡久喜線等は南北方向の道路網を形成する道路として整備を図ります。

#### ③ 地区幹線道路

- ・県道さいたま幸手線や新白岡駅から宮代町方面への路線、新白岡駅から久喜市方面への路線について整備を図ります。

#### ④ 歩行者空間の整備

- ・生活道路においても、安全で快適な歩行者空間を確保するため、可能な限り歩車道の分離を図ります。
- ・歩道整備が困難な場合など必要に応じて幅員の狭い用排水路や道路側溝を活用し、その上部を安全な歩行者空間として確保します。

### 【公共交通の充実】

#### ① 鉄道

- ・鉄道利用者の利便性を高めるため、関係機関に鉄道輸送力増強を要請します。
- ・埼玉高速鉄道の延伸については、積極的な誘致活動を行います。



新白岡駅

## ② バス

- 市内及び周辺都市とのアクセス性を高めるため、将来の道路網や交通需要を踏まえ、民間バス網の充実について関係機関に要請します。
- 市内循環バスについては、平成19年（2007年）に行財政改革の一環で廃止し、平成27年（2015年）からのりあい交通\*が運行されました。今後は、利用者ニーズやまちづくりの変化に対応して、より利用しやすい公共交通サービスの向上を図ります。



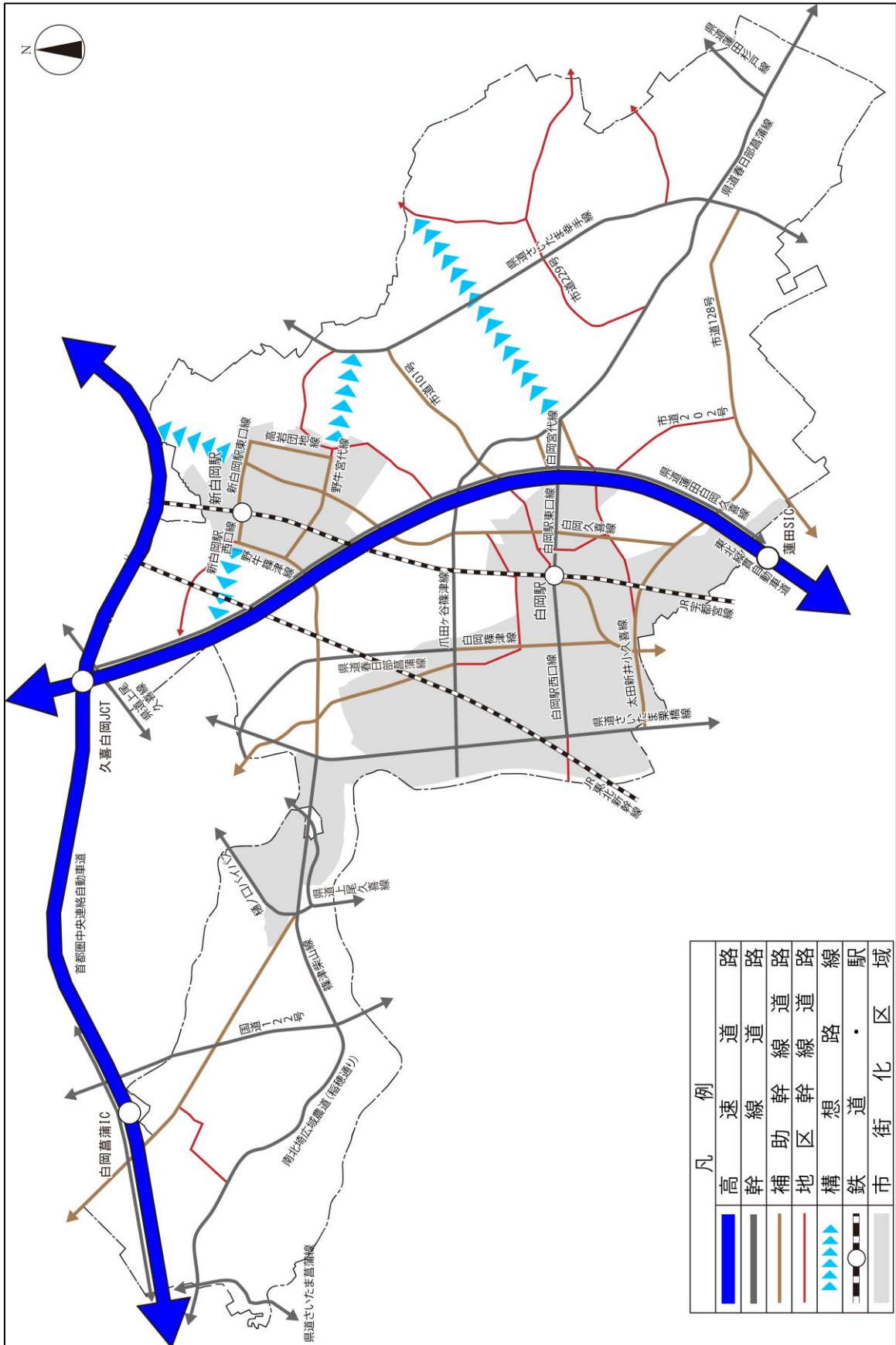
のりあい交通

### 【駐車場、駐輪場の適正配置】

- 商業地や観光地においては、その需要に合わせて駐車場の適切な配置を図ります。
- 鉄道等の公共交通機関への乗り継ぎのための駐車場、駐輪場の充実を図ります。



交通体系の整備方針図



### 3 水と緑の整備方針

本市には、沼や河川等の美しい自然があり、これらの良好な水辺空間を将来にわたって守っていくことが必要です。また、本市の多くの面積を占める農地についても、豊かな緑地としての環境をできる限り保全していく必要があります。

快適で魅力あるまちづくりを進めていくためには、水と緑の豊かな環境の中で生活できる空間をつくり出していくことが必要不可欠です。

今後は、自然とのふれあいや緑豊かな環境との共生を目指して、公園・緑地の整備や自然環境の保全を進めていくとともに、美しい河川及び調節池\*と緑地空間を結ぶネットワークを形成していくことが求められます。

#### (1) 整備目標

##### ① 良好な水辺空間の形成

- ・河川等については、地域特性を活かし、景観や生態系に配慮しつつ、自然とふれあうことのできる水辺空間の形成を目指します。
- ・柴山沼については、うるおいと憩いの場となる身近な親水空間の充実を目指します。

##### ② 豊かな緑の形成

- ・自然の中の緑及び優良農地\*は、これを極力保全し、生活の中に憩いと安らぎを与える良好な緑地空間の形成を目指します。
- ・地域の特徴を活かした公園・緑地の形成を目指します。

##### ③ 水と緑のネットワークの形成

- ・緑豊かな住宅都市を形成するために、水辺、緑地空間、公園等を結ぶ連続したネットワークの形成を目指します。
- ・河川沿いの親水空間を活用した親しめる快適な遊歩道を整備し、「緑のヘルシーロード\*」や「水と緑のふれあいロード\*」との連携を図ります。



水と緑のふれあいロード

## (2) 整備方針

### ① 良好な水辺空間の形成

- ・河川においては、豊かな自然を活かして、生態系の回復や水質の改善、自然環境の保全に配慮しながら、親水空間の形成を図ります。
- ・柴山沼周辺は、広域からのアクセスの利便性と豊かな自然環境を活かして多くの人々が余暇を楽しむことができる水辺空間の形成を図ります。
- ・隼人堀川で整備している調節池※は、周辺の河川を結ぶ水辺空間として活用を図ります。

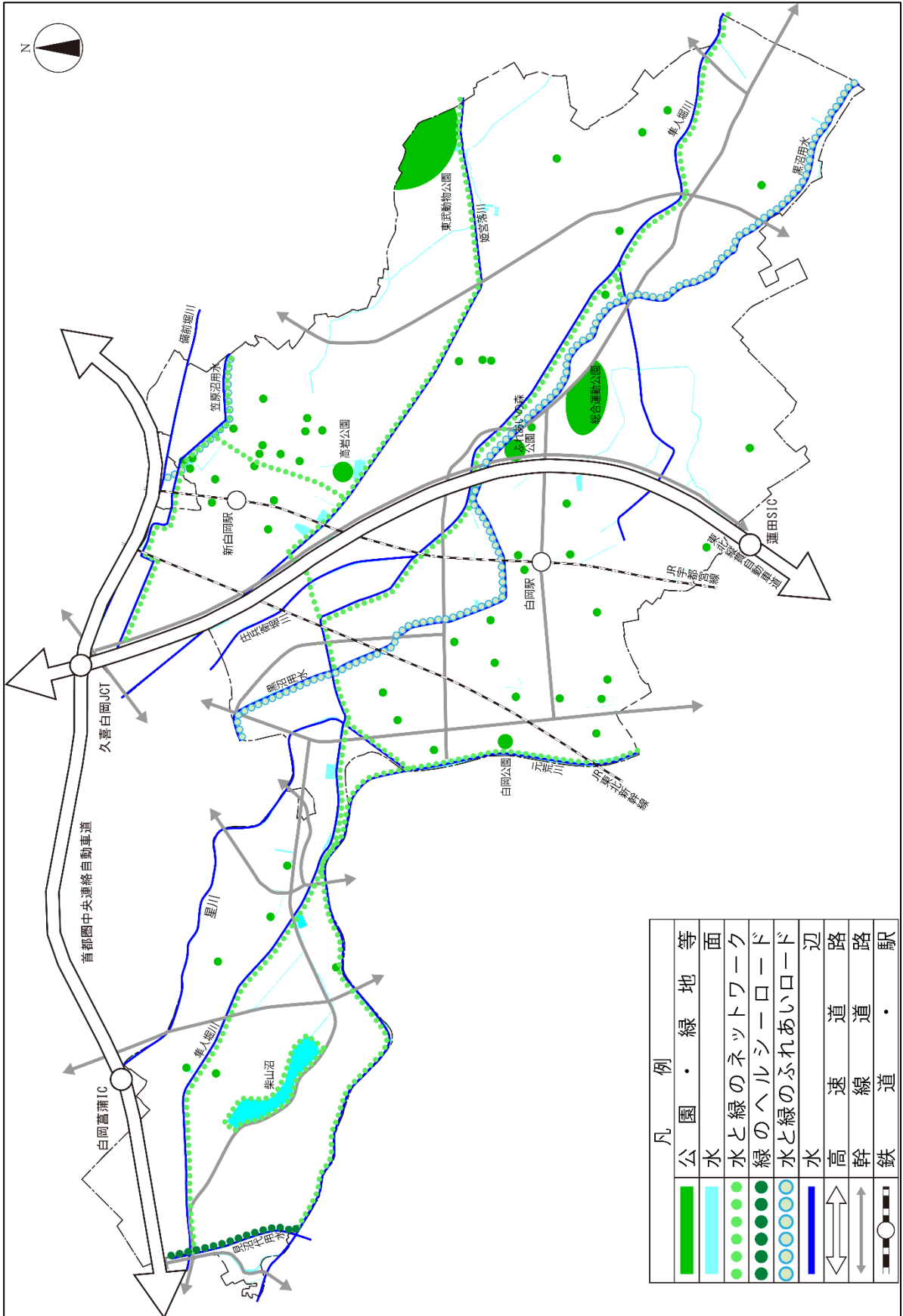
### ② 豊かな緑の形成

- ・屋敷林※、雑木林、優良農地※は、できる限り維持・保全し、緑に親しみふれあうまちづくりを推進します。
- ・市街地内において公共空間や民間施設等を活用し、公園等うるおいや安らぎのある空間を確保し、地域のバランスに配慮したまちの魅力向上を図ります。
- ・市街化区域※内の農地を生産緑地※制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- ・土地区画整理事業※の進捗に合わせ、街区公園の整備を進めます。また、公園や緑地は、住民の健康づくりや交流の場として安全に利用できるよう管理に努めます。
- ・整備済みの公園等は、効果的な活用に向けて、住民・企業・行政の協力により、住民参加※のシステムづくりやボランティア活動の組織づくりを行い、魅力あふれる緑の形成を図ります。

### ③ 水と緑のネットワークの形成

- ・公園、緑地、河川、水路、農地、社寺林※、屋敷林※、街路樹、庭木等、公共空間、私的空間、半公共空間等のそれぞれの役割を果たした「緑のネットワーク」の形成に努めます。

水と緑の整備方針図





## 4 下水道整備方針

生活環境の多様化や高度化に対応した公共サービスの充実が求められている今日においては、高齢化や社会生活の多様化への対応とともに、地域特性を踏まえた上で、公共施設の適正な整備・充実が必要であり、こうしたなか都市の良好な環境を維持し、衛生的なまちづくりを行うために下水道の整備が不可欠です。

このため、下水道整備により、安全で快適な生活環境を形成し、誰もが住み続けたいと思える快適なまちづくりを進めていきます。

### (1) 整備目標

#### 快適な生活環境の実現

- 下水道を整備し、安全で快適な生活環境の実現を目指します。

### (2) 整備方針

#### 下水道等の整備

- 都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全のため、「白岡市生活排水処理基本計画」に沿った下水道事業を進めます。

## 5 防災まちづくり方針

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災では、本市においても震度5強を記録し、住家の一部破損、電柱の傾斜等の被害がみられました。

また、首都直下地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と推定されており、本市周辺には、深谷断層、綾瀬川断層が通っている等、地震災害等に対する災害対策が求められています。

地震のほかにも、水害、台風等の災害があり、特に昭和22年（1947年）の台風による水害は本市の多くの建築物や農地に被害をもたらしました。その後、河川の改修により、大規模な水害は少なくなりましたが、都市化が進み、保水・遊水機能を有する農地等が減少したため、大雨時の出水による道路や住宅等の冠水・浸水が発生するようになってきています。

こうしたことから、「白岡市地域防災計画」の趣旨にのっとり、主に都市基盤整備の観点から、安全で魅力あるまちづくりを目指します。

### (1) 整備目標

#### ① 災害に強いまちづくり

- ・狭あい道路\*が多く、木造建築物が密集した地区については、引き続き耐震化を推進し、これらの地区の防災性の向上を目指すため、避難路や緊急輸送道路\*の沿道建築物の不燃化を目指します。
- ・災害時における住民の安全を確保するため、避難場所\*、避難路、公共施設を利用した防災拠点の整備により、災害対策の確立を目指します。

#### ② 水害の防止

- ・大雨の時には、河川の氾濫等による水害の恐れがあるため、適切な水害防止対策の確立を目指します。

### (2) 整備方針

#### ① 災害に強いまちづくり

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、幹線道路や主な生活道路及び歩行者空間の整備により、指定避難所までの安全性の確保を図ります。
- ・広幅員幹線道路等の延焼遮断帯\*の整備や緑道、公園・広場等のオープンスペース\*の確保により、地域の防災性の向上を図ります。
- ・災害救助車両の優先的な通行を確保するとともに、緊急物資の運搬を図るべき緊急輸送道路\*となる幹線道路の整備を進めます。

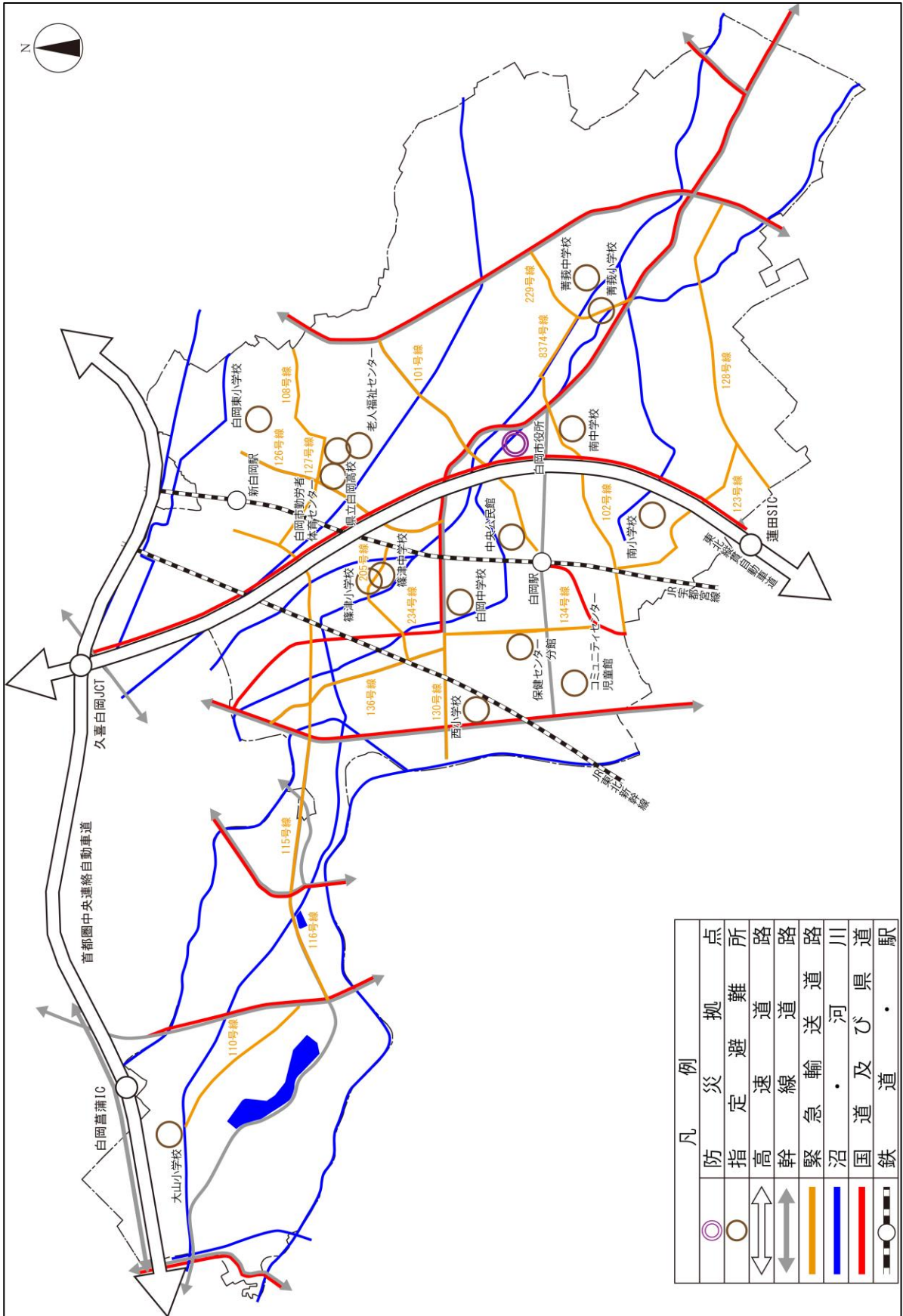


- 国や県の啓開道路※、復旧優先道路、避難道路となる主要な都市計画道路※の沿道においては、建築物の不燃化を促進するとともに、延焼遮断帯※を形成するため樹木の植栽を図ります。
- 狭あい道路※が多く、建築物が密集している地区では、道路の拡幅や建築物の不燃化など防災性の強化を図ります。
- 商業系の地区など建築物が密集する市街地では、都市施設の整備と併せて地域の状況を勘案し、防火・準防火地域※の指定を積極的に拡大していきます。
- 元荒川においては、地震等の災害時における緊急移動手段である水上交通への対応を図ります。
- 今後新たに整備する公共施設については、避難場所※、避難所※としての機能を有する施設として整備を図ります。
- 指定避難所においては、水害時に避難できるように整備・改善を図ります。
- 広場・空き地の有効利用、公園・緑地の整備、農地や河川の自然空間の保全により、身近な避難場所※となるオープンスペース※を確保します。
- 公共建築物、ライフライン施設、通信設備の耐震性の向上、道路・公園等の整備による防災空間の確保、住宅の耐震診断・耐震改修の促進、ブロック塀の生け垣化の促進、消防団施設の建替・耐震化等、地震に強いまちづくりを進めます。

## ② 水害の防止

- 水害防止への対応として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川改修、調節池※等の整備を県に要望します。また、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により、総合的な治水対策の推進を図ります。

防災まちづくりの方針図





## 6 景観まちづくり方針

市街地周辺の雑木林や屋敷林※、一面に広がる田や畑、沼や水路が作り出す本市の風景は、野鳥・魚・昆虫等にとっての豊かな生息環境となるとともに、都市で生活する者にうるおいと安らぎを与えてくれます。近年、豊かな心を持ち、ゆとりある暮らしを営めるまちづくりが求められており、このようなまちづくりを実現していくためには、都市機能を充実するだけでなく、精神的な豊かさ、文化を感じるまちづくり、建築物のデザイン等の都市景観に配慮した特色あるまちづくりを行う必要があります。

美しくうるおいのある街並みの形成は、豊かで快適な生活やコミュニティを支える上で、また次世代を担う子供を健やかに育てていく上でも重要です。

都市景観を創造するとともに、自然環境や歴史的資源を保全し、都市と農村との共生を図ること等を通じ、静けさ、美しさ、うるおいを感じ、感性を育むことのできる文化と特色のある景観の形成を目指します。

### (1) 整備目標

#### ① まちの魅力を生み出す良好な景観づくり

- ・住民の本市に対する誇りや愛着を高め、また本市を訪れる人々の心に残る、個性的で魅力的な都市景観の形成を目指します。

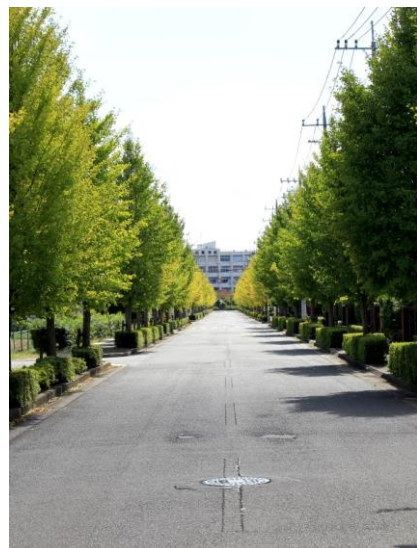
#### ② 自然や歴史等を活かした景観づくり

- ・水と緑などの自然と、歴史・文化など地域の特色ある景観を活かしたまちづくりを目指します。

### (2) 整備方針

#### ① 公共空間等の魅力づくりの推進

- ・公共施設の整備・改善に当たっては、明確なコンセプトのもと、開放性を備え、緑に囲まれ、美しく親しみやすい建築物を建てる等、統一感のある景観を形成します。
- ・街路樹や花の植栽の充実、建築物や看板デザインの誘導等により、個性的で美しい街並み景観を形成します。
- ・白岡駅や新白岡駅の駅前空間は、住民の交流の場として、個性的なデザインによる案内板・情報掲示板の設置や駅前広場の整備等により景観の向上を図ります。



街路樹(新白岡)



- ・都市計画道路<sup>※</sup>や駅前空間は、街路灯により演出される景観の形成を図るとともに街並みの景観向上に向けて、電線類の地中化を検討します。

## ② 公園・緑地景観の整備・保全

- ・「観光・レクリエーション拠点」としての柴山沼を中心とする公園については、良好な水辺や緑を活かして適切な景観整備を進めます。
- ・自然環境が豊かな河川沿いの遊歩道については、舗装の改善・整備を進めながら、景観に配慮した植栽、ベンチ等の設置を進めます。
- ・公園については、周辺に配慮した適切な景観整備を進めます。
- ・白岡ニュータウンやパークシティ白岡は、良好な都市景観を形成しているため、今後も維持・保全を図ります。
- ・街並みの緑地景観は、道路に接する塀や庭先、窓辺等の緑化が重要な要素となることから、緑化については、住民同士による自主的なルールづくりの支援を進めます。

## ③ 自然景観資源の保全・活用

- ・柴山沼や元荒川、星川、野通川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川等の河川については、河川沿い等の緑地空間を保全するとともに、多自然川づくり<sup>※</sup>、調節池<sup>※</sup>の整備等に合わせうるおいのある景観づくりを推進します。
- ・保存樹林<sup>※</sup>、保存樹木<sup>※</sup>、優良農地<sup>※</sup>、さらに、その他の雑木林、屋敷林<sup>※</sup>など本市の特徴ある自然景観については、住民の協力を得ながら保全・活用していきます。

## ④ 歴史的な景観資源の保全・活用

- ・多くの神社仏閣は、昔ながらの景観を有しており、その歴史的な景観の維持・保全に努めます。
- ・県の記念物や市の天然記念物、市の有形民俗文化財が多く指定されていることから、これらを歴史的な景観資源として、今後とも保全・活用に努めます。

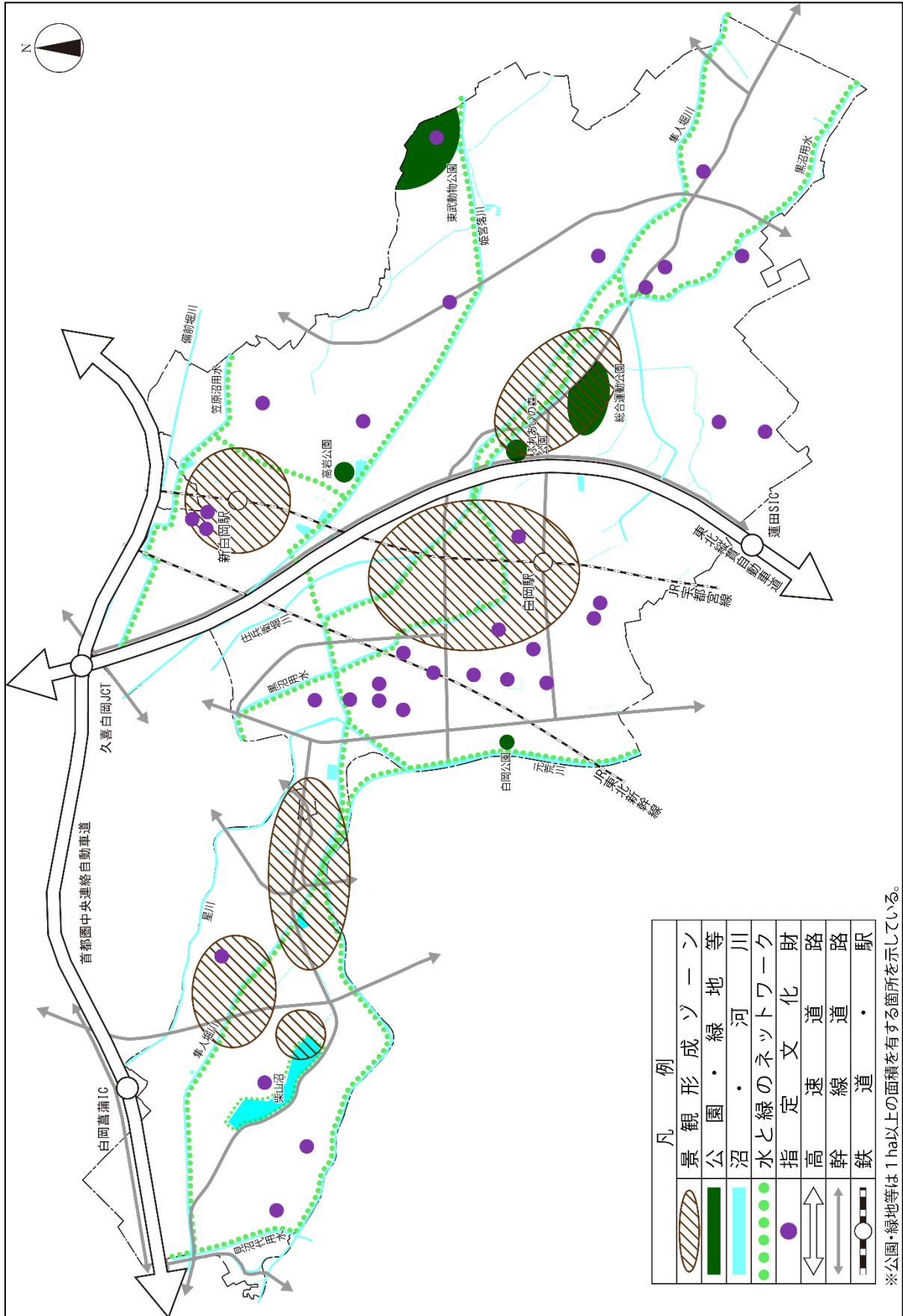
## ⑤ 魅力ある施設づくりの推進(景観形成ゾーン)

- ・白岡菖蒲インターチェンジ周辺における工業系産業施設の整備に当たっては、周辺環境と調和した市の新たな玄関口にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- ・駅前の建築物については、景観に配慮した街並みが形成されるよう指導・誘導していきます。



- 「にぎわいの拠点」、「やすらぎの拠点」、「観光・レクリエーション拠点」、「コミュニティ拠点」については、本市及び地域それぞれの核となることから、景観形成ゾーンとして重点的に景観形成を進めていく地区に位置づけ、個性ある景観を創り出していきます。
- 自然や住環境と調和した景観づくりを促進するため、地区の特色を活かした景観を保全するための地区計画<sup>※</sup>等の導入を進めます。

景観まちづくりの方針図



## 7 福祉のまちづくり方針

少子高齢社会<sup>\*</sup>への対応として、誰もが快適な生活を安心・安全に営むことができるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方を基本とした、全ての人に優しい施設整備等を推進します。

### (1) 整備目標

#### ① 誰もが暮らしやすい環境整備

- ・歩行者空間、公共交通機関、公共公益施設、大型店舗や娯楽場等、多くの人々が利用する施設においては、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方を基本に、誰もが暮らしやすい環境整備を目指します。

#### ② 福祉サービスの充実

- ・福祉施設等の計画的配置と施設相互の連携強化を図り、地域における福祉サービスの充実を目指します。

### (2) 整備方針

#### ① 公共施設、住宅等の整備

- ・建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方に基づき整備を図ります。特に、公共建築物については、民間建築物の模範となるよう、より水準の高い福祉環境の整備を図ります。
- ・住宅については、共用空間における福祉環境整備や高齢化等に伴い求められる住環境の変化を踏まえた住宅整備への支援、誘導を図ります。

#### ② 交通環境の整備

- ・広い歩道幅員の確保、歩車道の分離、歩道段差の解消、誘導案内機能の充実など誰もが安心・安全に利用できるよう、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方にに基づき、歩行空間の整備を推進します。
- ・住民にとって重要な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、駅舎やバス停等ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方に基づいた公共交通施設の整備に努めます。

### ③ 福祉施設の整備とネットワークの形成

- 福祉活動の拠点となる、はびすしらおか（白岡市保健福祉総合センター）の福祉機能の充実、老人福祉施設の整備・充実等により、福祉施設の配置及び整備を計画的に進めるとともに、民間活力を含めたサービス体制の充実や、のりあい交通<sup>※</sup>のネットワーク等を活用し、すべての人に効果的な福祉サービスを提供できる環境整備を促進します。



はびすしらおか(白岡市保健福祉総合センター)

### ④ 安全で快適な公園整備

- 公園整備については、車椅子使用者等に支障のない出入口を設置し、公園内での動線、園内施設、設備についても、誰もが利用しやすい構造、配置に配慮をします。また、公園は楽しめる場、安らぎの場、憩いの場であることから、楽しさを分かちあえるような工夫をします。

## 8 その他の生活環境整備方針

住環境整備、公共施設整備は、安全で快適な生活環境の形成及び誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく上ではなくてはならないものです。

住環境整備に当たっては、若者や中堅ファミリー層の定住による都市活力の確保等、すべての居住者ニーズに合致した住宅市街地像が求められています。

公共施設については、インフラ施設の老朽化や生活環境の多様化、あるいは高度化への対応等、適正な整備・維持管理が求められています。

### (1) 整備目標

#### 快適な生活環境の実現

- ・安全性を確保するとともに、良好な住環境の整備・改善による住宅地の質の向上を目指します。また、公共施設の整備により日常生活を豊かにし、快適な生活環境の実現を目指します。

### (2) 整備方針

#### ① 住環境の整備

- ・住宅地の形成については、居住者ニーズを踏まえた上で、生活利便施設の充実や緑化等にも配慮した住環境の整備を誘導します。また、土地区画整理事業<sup>※</sup>等に併せて、地区計画<sup>※</sup>等を活用し、周辺的环境と調和した街並みとゆとりある良好な住環境の形成を図ります。

#### ② 公共施設の整備

- ・多様化・高度化する住民ニーズに応え、将来の施設のあり方やまちの活性化、魅力づくり等を考慮して、長期的視点に立った適切な公共施設整備の検討を進めます。

#### ③ インフラ施設の維持・更新

- ・昭和30年代から40年代（1950年後半から1970年前半）の高度経済成長期に整備したインフラ施設は、更新の時期を迎えているため、適切に改修や整備、保全を行いつつ、更なる有効活用を図ります。